

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和5年11月5日 09時10分ごろ
発生場所	境港第3区（境港外江灯浮標） 境港去ルガ鼻灯台から真方位125.5° 240m付近 （概位 北緯35° 31.7′ 東経133° 11.9′）
事故の概要	プレジャーボートふじみ丸は、北北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和6年1月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ふじみ丸、1.9トン
船舶番号、船舶所有者等	272-17333島根、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 浮体等に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約0.3ノット (kn)（境港外江灯浮標付近）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人及び知人3人を乗せ、釣りの目的で、GPSプロッター及び魚群探知機（以下「魚探」という。）を作動させ、船長が手動操舵により操船し、美保湾に向けて北北東進していた。</p> <p>船長は、周囲に航行している船舶を認めていなかったため、今回の釣りの参考にしようとして魚探による探索に意識を向けて航行を続けていたところ、境港外江灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接近していることに気付かず、本船は本件灯浮標に衝突した。</p> <p>海上保安庁は、衝突の様子を目撃した者から118番通報を受けた。</p> <p>船長は、本船の損傷状況を確認し、航行が可能であったため、美保湾に向けて航行を続け、釣りを終えた後、定係地へ帰港し、その後、海上保安庁から事情聴取された。</p> <p>船長は、ふだん、本件灯浮標の東側を北北東進時に通過する際、今回の釣りの参考にする目的で魚探で探索を行っていた。</p> <p>船長は、魚探による探索に意識を向けず、しっかり見張りをしておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、美保湾に向けて境水道を北北東進中、船長が、魚探による探索に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、周囲に航行の支障となる船舶を認めず、ふだんから本件灯浮標の東側を通過する際、魚探による探索を行っていたように、事故当時も魚探による探索に意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が美保湾に向けて境水道を北北東進中、船長が、魚探による探索に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、水道等の狭い海域を航行中、魚探で魚を探索等することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、灯浮標等が進路上にある場合、GPSプロッター等で自船の位置を確認し、灯浮標等から十分離れて航行すること。 ・ 小型船舶の船長は、事故が発生した場合には速やかに海上保安庁へ通報し、必要な指示等を受けること。

付図1 事故発生経過概略図

